

★専用利用料金

施設名	区分	利用目的等	令和3年（2021年）4月1日からの新料金		3/31までの料金	
荒浜運動場	野球場	大会又は練習で利用するとき。	1面 1時間当たり	600	550	
	夜間照明	大会又は練習で利用するとき。	1面 30分当たり	1,730	1,730	
	芝生広場			無料	無料	
佐藤池サッカーコート		大会又は練習で利用するとき。	1面 1時間当たり	870	870	
佐藤池野球場	入場料を徴収しない場合		1時間当たり	1,500	1,320	
	入場料を徴収する場合	プロ野球（1日）	入場料を徴収しない場合の利用料金の額に、その最高入場料金額の100人分を加算した額		同左	
		その他の野球（1日）	入場料を徴収しない場合の利用料金の額に、その最高入場料金額の50人分を加算した額		同左	
	スコアボード		一式 1時間当たり	560	560	
	拡声装置		一式 1試合当たり	880	880	
佐藤池第2野球場			1時間当たり	1,200	1,100	
		拡声装置	一式 1試合当たり	700	700	
西山総合グラウンド	テニスコート	大会又は練習で利用するとき。	1コート 1時間当たり	260	440	
	多目的運動広場	大会又は練習で利用するとき。	1時間当たり	950	1,100	
西山野球場		大会又は練習で利用するとき。	1時間当たり	1,100	1,100	
		拡声装置	一式 1試合当たり	880	880	
総合体育館	メインアリーナ	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	1時間当たり 全面	2,500	2,310
			1時間当たり 1/3面	840	770	
			1時間当たり 2/3面	1,680	1,540	
			入場料を徴収する場合	1時間当たり 全面	5,000	4,620
				1時間当たり 1/3面	1,670	1,540
				1時間当たり 2/3面	3,340	3,080
		上記以外の催物、集会等の利用	入場料を徴収しない場合	1時間当たり 全面	12,500	11,010
			1時間当たり 1/3面	4,170	3,670	
			1時間当たり 2/3面	8,340	7,340	
			入場料を徴収する場合	1時間当たり 全面	25,000	22,020
	1時間当たり 1/3面	8,340		7,340		
	1時間当たり 2/3面	16,680		14,680		
	サブアリーナ	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	1時間当たり	1,280	1,280
			入場料を徴収する場合	1時間当たり	2,560	2,560
		上記以外の催物、集会等の利用	入場料を徴収しない場合	1時間当たり	6,370	6,370
			入場料を徴収する場合	1時間当たり	12,740	12,740
	軽体操室	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	1時間当たり	810	620
			入場料を徴収する場合	1時間当たり	1,620	1,240
		上記以外の催物、集会等の利用	入場料を徴収しない場合	1時間当たり	4,050	3,100
			入場料を徴収する場合	1時間当たり	8,100	6,200
会議室			1時間当たり	1,210	1,100	
研修室			1時間当たり	390	550	
放送設備	メインアリーナ		一式 1時間当たり	410	410	
	移動式		一式 1時間当たり	280	280	
電光得点板			一式 1時間当たり	280	280	
仮設ステージ			一式 1時間当たり	830	830	
		観覧席	1時間当たり（実費相当）	1,500	1,280	

施設名	区分	利用目的等	令和3年（2021年）4月1日からの新料金	3/31までの料金				
総合体育館	冷房	メインアリーナ	審判控室	1時間当たり（実費相当）	50	60		
			指導員室	1時間当たり（実費相当）	50	60		
			役員控室	1時間当たり（実費相当）	50	60		
			控室①	1時間当たり（実費相当）	50	60		
			控室②	1時間当たり（実費相当）	50	60		
			控室③	1時間当たり（実費相当）	50	60		
		2F	会議室①	1時間当たり（実費相当）	150	110		
			会議室②	1時間当たり（実費相当）	150	110		
			研修室（和室）	1時間当たり（実費相当）	100	110		
		軽体操室	1時間当たり（実費相当）	500	350			
		サブアリーナ	1時間当たり（実費相当）	1,000	—			
	暖房	メインアリーナ	観覧席	1時間当たり（実費相当）	3,800	3,770		
			審判控室	1時間当たり（実費相当）	100	110		
			指導員室	1時間当たり（実費相当）	100	110		
			役員控室	1時間当たり（実費相当）	100	110		
			控室①	1時間当たり（実費相当）	100	110		
			控室②	1時間当たり（実費相当）	100	110		
			控室③	1時間当たり（実費相当）	100	110		
		2F	会議室①	1時間当たり（実費相当）	300	220		
			会議室②	1時間当たり（実費相当）	300	220		
			研修室（和室）	1時間当たり（実費相当）	100	220		
		サブアリーナ	1時間当たり（実費相当）	1,200	1,680			
		軽体操室	1時間当たり（実費相当）	650	470			
		西山総合体育館	体育室	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	1時間当たり 全面	1,100	920
					1時間当たり 1/2面	550	460	
					入場料を徴収する場合	1時間当たり 全面	2,200	1,860
					1時間当たり 1/2面	1,100	930	
上記以外の催物、集会等の利用	入場料を徴収しない場合			1時間当たり 全面	5,500	1,230		
	1時間当たり 1/2面			2,750	620			
	入場料を徴収する場合			1時間当たり 全面	11,000	2,460		
	1時間当たり 1/2面			5,500	1,230			
卓球場兼研修室	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用		入場料を徴収しない場合	1時間当たり	360	360		
			入場料を徴収する場合	1時間当たり	720	720		
	上記以外の催物、集会等の利用		入場料を徴収しない場合	1時間当たり	1,800	470		
			入場料を徴収する場合	1時間当たり	3,600	940		
武道館	柔道場		1時間当たり 全面	780	780			
			1時間当たり 1/2面	390	390			
	剣道場	1時間当たり 全面	780	780				
		1時間当たり 1/2面	390	390				
	弓道場	1時間当たり	660	660				
	会議室	1時間当たり	330	330				
一般	1日当たり	13,310	12,100					
	学校及び競技団体	1日当たり	6,660	6,050				

施設名	区分	利用目的等	令和3年（2021年）4月1日からの新料金		3/31までの料金	
陸上競技場	拡声装置		一式 1時間当たり	550	550	
	用具・器具		1件 1日当たり	110	110	
	競技会等で用具・器具を利用する場合において、その利用料金の総額が5,400円を超えるとき。		一式 1日当たり	5,500	5,500	
アクアパーク	50mプール	1 学校若しくは学校をもって構成する団体又は競技団体（以下「学校等」という。）が、競技会又は練習のために利用するとき。	全コース	1時間当たり	5,500	5,500
				1日当たり（6時間以上9時間以内）	38,500	38,500
			長水路1コース当たり	1時間当たり	1,210	1,210
			短水路1ブロック当たり	1時間当たり	3,630	3,630
			短水路1コース当たり	1時間当たり	610	610
		2 学校等以外の者が競技会、練習、催物等のために利用するとき。	全コース	1時間当たり	11,000	11,000
				1日当たり（6時間以上9時間以内）	77,000	77,000
			長水路1コース当たり	1時間当たり	2,420	2,420
			短水路1ブロック当たり	1時間当たり	7,260	7,260
			短水路1コース当たり	1時間当たり	1,210	1,210
	3 前項の場合で入場料を徴収して利用するとき。	全コース	1時間当たり	22,000	22,000	
			1日当たり（6時間以上9時間以内）	154,000	154,000	
		長水路1コース当たり	1時間当たり	4,840	4,840	
		短水路1ブロック当たり	1時間当たり	14,520	14,520	
		短水路1コース当たり	1時間当たり	2,420	2,420	
	レジャープール	1 学校等が競技会又は練習のために利用するとき。	25mプール全コース	1時間当たり	800	—
			流水プール	1時間当たり	2,480	—
		2 学校等以外の者が競技会、練習、催物等のために利用するとき。	25mプール全コース	1時間当たり	1,500	—
			流水プール	1時間当たり	4,960	—
		3 前項の場合で入場料を徴収して利用するとき。	25mプール全コース	1時間当たり	3,000	—
			流水プール	1時間当たり	9,920	—
アイススケートリンク	1 学校等が競技会又は練習のために利用するとき。	全リンク	1時間当たり	9,050	8,250	
			1日当たり（6時間以上9時間以内）	63,350	57,750	
		全リンク	1時間当たり	18,100	16,500	
			1日当たり（6時間以上9時間以内）	126,700	115,500	
	2 学校等以外の者が競技会、練習、催物等のために利用するとき。	リンクの3分の1	1時間当たり	6,040	5,500	
		全リンク	1時間当たり	36,200	33,000	
			1日当たり（6時間以上9時間以内）	253,400	231,000	
	3 前項の場合で入場料を徴収して利用するとき。	リンクの3分の1	1時間当たり	12,080	11,000	
		A和室（20畳）	1時間当たり	390	550	
B和室（30畳）	1時間当たり 全部	620	880			
	1時間当たり 1/2	310	440			
C和室（12畳）	1時間当たり	200	330			
会議室		1時間当たり	390	550		
ミーティング室		1時間当たり	880	880		
自動計時装置		1時間当たり	550	550		
電光得点装置		1時間当たり	550	550		
放送設備		1時間当たり	410	410		
土地建物占有利用料金	駐車場		1日10平方メートル当たり	280	280	
	上記以外の土地又は建物		1日10平方メートル当たり	550	550	

施設名	区分	利用目的等	令和3年（2021年）4月1日からの新料金		3/31までの料金	
白竜公園テニスコート	テニスコート	庭球の大会及び練習に利用する場合	1面 1時間当たり	550	550	
	照明		1面 30分当たり	210	210	
駅前公園テニスコート	テニスコート	庭球の大会及び練習に利用する場合	1面 1時間当たり	550	550	
	照明		1面 30分当たり	210	210	
海岸公園運動広場	少年広場	専用利用	中学生以下の団体	1時間当たり	280	390
			高校生以上の団体	1時間当たり	550	780
	照明		30分当たり	220	220	
スポーツハウス	球技場	専用利用	1時間当たり 全面	1,100	1,100	
			1時間当たり 1/2面	550	550	
	プール	専用利用	一般	1コース 1時間当たり	500	500
			学校等の団体	1コース 1時間当たり	300	300
商行為で土地を占有して使用する場合（アクアパーク、白竜公園テニスコート、駅前公園テニスコート、海岸公園運動広場、スポーツハウスを除く）			1日10平方メートル当たり	550	550	

備考1：荒浜運動場、佐藤池サッカーコート、佐藤池野球場、佐藤池第2野球場、西山総合グラウンド、西山野球場、総合体育館、西山総合体育館、武道館、陸上競技場

- 1 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の住民以外の者が利用する場合の施設の利用料金は、5割増とする。
- 2 営利又は営業の目的で利用する場合は、規定利用料金の3倍の額とする。
- 3 30分又は1時間に満たない利用時間については、それぞれ30分又は1時間として計算する。
- 4 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）、又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳（以下「療育手帳」という。）の交付を受けた者及び身体障害者手帳に第1種身体障害者（身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について（昭和57年1月6日付け社更第4号厚生省社会局長・児童家庭局長通知）に規定する第1種身体障害者をいう。）として記載されている者、精神障害者保健福祉手帳に障害等級1級（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級1級をいう。）として記載されている者又は療育手帳に第1種知的障害者（知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について（平成3年9月24日付け発第811号厚生省児童家庭局長通知）に規定する第1種知的障害者をいう。）として記載されている者（以下「第1種身体障害者等」という。）を介助する者で構成される団体が利用する場合は、荒浜運動場夜間照明を除く利用料金を半額とする。
- 5 利用時間には、準備及び原状回復までの時間を含むものとし、1時間に満たない時間については、1時間として計算する。
- 6 専用利用とは、10人以上の団体が利用する場合とする。
- 7 有償の会員券等を発行して利用するときは、「入場料を徴収する場合」を含むものとする。
- 8 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者及び第1種身体障害者等を介助する者で構成される団体が利用する場合は、利用料金を半額とする。
- 9 専用利用がない場合に、個人利用ができる。

備考2：アクアパーク

- 1 専用利用とは、各施設等の利用時間内において、10人以上の団体が専用して利用することをいう。
- 2 営利又は営業の目的で利用するときは、規定料金の3倍の額とする。
- 3 利用時間には、準備及び原状回復までの時間を含むものとし、1時間に満たない時間については、1時間として計算する。
- 4 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）、又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳（以下「療育手帳」という。）の交付を受けた者及び身体障害者手帳に第1種身体障害者（身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について（昭和57年1月6日付け社更第4号厚生省社会局長・児童家庭局長通知）に規定する第1種身体障害者をいう。）として記載されている者、精神障害者保健福祉手帳に障害等級1級（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級1級をいう。）として記載されている者又は療育手帳に第1種知的障害者（知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について（平成3年9月24日付け発第811号厚生省児童家庭局長通知）に規定する第1種知的障害者をいう。）として記載されている者（以下「第1種身体障害者等」という。）を介助する者で構成される団体が利用する場合は、利用料金を半額とする。

備考3：白竜公園テニスコート、駅前公園テニスコート、スポーツハウス、海岸公園運動広場

- 1 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の住民以外の者が利用する場合の施設の利用料金は、5割増とする。
- 2 営利又は営業の目的で利用する場合は、規定利用料金の3倍の額とする。
- 3 利用時間が30分又は1時間に満たない場合は、それぞれ30分又は1時間とする。
- 4 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）、又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳（以下「療育手帳」という。）の交付を受けた者及び身体障害者手帳に第1種身体障害者（身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について（昭和57年1月6日付け社更第4号厚生省社会局長・児童家庭局長通知）に規定する第1種身体障害者をいう。）として記載されている者、精神障害者保健福祉手帳に障害等級1級（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級1級をいう。）として記載されている者又は療育手帳に第1種知的障害者（知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について（平成3年9月24日付け発第811号厚生省児童家庭局長通知）に規定する第1種知的障害者をいう。）として記載されている者（以下「第1種身体障害者等」という。）を介助する者で構成される団体が利用する場合は、白竜公園テニスコート・駅前公園テニスコート・海岸公園運動広場の照明を除く利用料金を半額とする。